

令和7年度答申第66号
令和7年12月12日

諮詢番号 令和7年度諮詢第117号（令和7年11月13日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 子ども・子育て拠出金の徴収のための差押処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、日本年金機構△年金事務所長（以下「処分庁」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）69条2項の規定に基づき納付すべき令和4年3月分から同年5月分まで及び同年7月分の各拠出金（以下「本件各拠出金」という。）及びこれらに係る延滞金（以下併せて「本件各拠出金等」という。）を滞納した審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、同法71条1項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）86条5項1号の規定に基づき、本件各拠出金等に係る差押処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）子ども・子育て支援法関係

ア 拠出金の徴収

（ア）子ども・子育て支援法69条1項（令和7年法律第29号による改

正前のもの。以下同じ。)は、政府は、児童手当の支給に要する費用等に充てるため、同項各号に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収すると規定し、同項1号には、「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第82条第1項に規定する事業主(次号から第4号までに掲げるものを除く。)」が掲げられている。

- (イ) 子ども・子育て支援法69条2項は、一般事業主は、拠出金を納付する義務を負うと規定している。
- (ウ) 子ども・子育て支援法71条1項は、拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定し、同条2項は、前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金(以下「拠出金等」という。)の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行うと規定している。
- (エ) 上記(ウ)を受けて、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)28条は、子ども・子育て支援法71条2項の政令で定める政府の権限は、同法69条1項1号に掲げる者から拠出金等を徴収する権限とすると規定している。

イ 権限及び事務の委任等

- (ア) 子ども・子育て支援法71条3項は、前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとすると規定している。
- (イ) 上記(ア)の委任を受けて、子ども・子育て支援法施行令29条は、子ども・子育て支援法71条3項の政令で定めるものは、同項各号に掲げるとおりとすると規定し、4号には、「法(注:子ども・子育て支援法)第71条第1項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第89条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。

ウ 審査請求

子ども・子育て支援法75条1項は、同法71条2項から7項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすると規定している。

(2) 厚生年金保険法関係

ア 被保険者の資格

- (ア) 厚生年金保険法 6 条 1 項は、同項各号のいずれかに該当する事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）は適用事業所とすると規定し、同項 2 号は、前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するものと規定している。
- (イ) 厚生年金保険法 9 条は、適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とすると規定している。
- (ウ) 厚生年金保険法 13 条 1 項は、同法 9 条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日又はその使用される事業所が適用事業所となった日に被保険者の資格を取得すると規定している。
- (エ) 厚生年金保険法 14 条は、同法 9 条の規定による被保険者は、同法 14 条各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失すると規定し、同条 2 号には、「その事業所（中略）に使用されなくなったとき」が掲げられている。
- (オ) 厚生年金保険法 19 条 1 項は、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入すると規定し、同条 2 項は、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を 1 か月として被保険者期間に算入すると規定している。

イ 保険料の徴収

- (ア) 厚生年金保険法 82 条 1 項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担すると規定し、同条 2 項は、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うと規定している。
- (イ) 厚生年金保険法 86 条 1 項本文は、保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならないと規定し、同条 2 項は、前項の規定によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発すると規定し、同条 5 項は、厚生労働大臣は、納付義務者が同項各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分することができると規定し、同項 1 号には、「第 2 項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに

「保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき」が掲げられている。

- (ウ) 厚生年金保険法87条1項本文は、前条2項（上記（イ））の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、所定の計算をした延滞金を徴収すると規定している。
- (エ) 厚生年金保険法89条は、保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定している。

ウ 審査請求

厚生年金保険法91条1項は、厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は同法86条（保険料等の督促及び滞納処分）の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすると規定している。

エ 権限に係る事務の委任

厚生年金保険法100条の4第1項は、同項各号に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとすると規定し、同項29号には、「第86条第5項の規定による国税滞納処分の例による処分」が、同項30号には、「第89条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）関係

ア 保険料等の徴収

健康保険法183条は、保険料等（保険料その他この法律の規定による徴収金をいう（同法180条1項）。次のイにおいて同じ。）は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定している。

イ 審査請求

健康保険法190条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法180条（保険料等の督促及び滞納処分）の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすると規定している。

ウ 権限に係る事務の委任

健康保険法204条1項は、同項各号に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとすると規定し、同項16号には、「第1

83条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。

(4) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）関係（滞納処分）

- ア 国税徴収法47条1項は、同項各号の一に該当するときは、徴収職員（税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう（同法2条1項11号）。次のイ及びウにおいて同じ。）は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないと規定し、同項1号には、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」が掲げられている。
- イ 国税徴収法54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が同条各号に掲げる財産であるときは、その賛本を滞納者に交付しなければならないと規定し、同条2号には、「債権」が掲げられている。
- ウ 国税徴収法67条1項は、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができると規定している。

(5) 国税徴収法関係（換価の猶予）

- ア 国税徴収法151条1項は、税務署長は、滞納者が同項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができるが、その猶予の期間は、1年を超えることができないと規定している。

そして、同項1号には「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」が、同項2号には「その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。」が掲げられている。

- イ 国税徴収法151条の2第1項は、税務署長は、前条（上記ア）の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主（令和 a 年 b 月 c 日適用）であり、子ども・子育て支援法 69 条 1 項 1 号に規定する一般事業主である。審査請求人の事業所は、B 地に所在している。

（履歴事項全部証明書、保険料収納状況照会回答票）

(2) 審査請求人は、子ども・子育て支援法の拠出金、健康保険料及び厚生年金保険料（以下併せて「負担金」といい、負担金に係る延滞金を含む場合を「負担金等」という。）につき、令和 4 年 3 月分をその納期限である同年 5 月 2 日までに納付しなかった。処分庁は、同月 17 日、審査請求人に対し、同月 27 日を期限と指定して、督促状を発した。

（保険料収納状況照会回答票、差押調書別紙「滞納金額目録」）

(3) 審査請求人は、令和 4 年 4 月分の負担金につき、その納期限である同年 5 月 31 日までに納付しなかった。処分庁は、同年 6 月 17 日、審査請求人に対し、同月 27 日を期限と指定して、督促状を発した。

（差押調書別紙「滞納金額目録」、督促状発行内訳表（令和 4 年 4 月分））

(4) 審査請求人は、令和 4 年 5 月分の負担金につき、その納期限である同年 6 月 30 日までに納付しなかった。処分庁は、同年 7 月 19 日、審査請求人に対し、同月 29 日を期限と指定して、督促状を発した。

（差押調書別紙「滞納金額目録」、督促状発行内訳表（令和 4 年 5 月分））

(5) 審査請求人は、令和 4 年 7 月分の負担金につき、その納期限である同年 8 月 31 日までに納付しなかった。処分庁は、同年 9 月 16 日、審査請求人に対し、同月 26 日を期限と指定して、督促状を発した。

（差押調書別紙「滞納金額目録」、督促状発行内訳表（令和 4 年 7 月分））

(6) 処分庁は、令和 4 年 8 月 25 日付で、審査請求人が行った換価の猶予の申請に対し、令和 4 年 3 月分及び同年 4 月分の負担金等については令和 5 年 5 月 31 日まで、令和 4 年 5 月分の負担金等については令和 5 年 6 月 30 日までを猶予期間として換価を猶予する旨の決定をした。各猶予期間の満了後も、負担金等に関する納付の交渉は継続された。

（換価の猶予許可決議書、処分庁と審査請求人の折衝事蹟に関する記録）

(7) 処分庁は、令和 6 年 6 月 6 日付で、審査請求人に対し、滞納に係る令和 4 年 3 月分から同年 5 月分まで及び同年 7 月分の各負担金等（以下「本件各負担金等」という。）について、「貴事業所におかれでは督促状等の

納付催告をしているにもかかわらず、未だに保険料等が未納となっております。当所としましては納期限又は猶予期間内に納付している事業所との公平性の観点から、滞納保険料等をこのまま放置することはできません。つきましては、下記の指定期日（同年6月13日）までに滞納保険料等を納付されるよう通知します。指定期日までに納付がされない場合は、納付について誠意がないものと認め、事情の如何にかかわらず財産の差押を執行いたします。」と記載した差押予告通知書を送付した。

(差押予告通知書)

- (8) 審査請求人は、本件各負担金等につき、差押予告通知書の指定期日までに納付しなかった。処分庁は、令和6年6月19日付で、本件各負担金等の徴収のため、審査請求人がC銀行D支店に対して有する普通預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権を差し押さえる処分（本件処分を含む。）をした。

(差押調書、差押調書謄本)

- (9) 審査請求人は、令和6年7月23日付で、審査庁に対し、本件各拠出金等に係る差押処分（本件処分）を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (10) 審査請求人は、本件審査請求をする一方、上記（8）の差押処分のうち本件各拠出金等以外の本件各負担金等に係る部分を不服として、社会保険審査会に対して審査請求（以下「別件審査請求」という。）をしていたところ、社会保険審査会は、令和d年e月f日付で、審査請求人に対し、「本件滞納保険料等を滞納し、滞納月分ごとにその都度督促状の発行を受けながら、各指定期限までに納付しなかったものであり、本件徴収職員は、折衝を重ねるも本件滞納保険料等の納付について完納の展望を得られない状況のもとで原処分を行ったことが認められるのであって、原処分に至る一連の手続及び原処分には、関係法令に照らして違法、不当とすべき点は認められない。」として、別件審査請求を棄却するとの裁決をした。

(裁決書（事件番号g）)

- (11) 審査庁は、令和7年1月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

令和4年3月より、社会保険（健康保険、厚生年金、子ども・子育て拠出

金) の振込用紙を受け取った。私は障害者 2 級で、社会保険を受けなければならないのか労務士に尋ねたところ、「社会保険に入らなければなりません」と言われた。年金受給の私が、社会保険で自分の年金と社員の年金をなぜ払うのか納得がいかなかったが労務士のとおりにした。

その次の日から何度も来る厚生年金の支払書。当財団は払えず、A 年金事務所に行ったが、嫌味を言われ、病気がひどくなつた。最後には、赤文字で名前を書かされ、自殺に追い込まれたのを覚えている。

社員に払う給与もなく、労働基準監督署にも何度も出向いたが、給与も払えず辞表にて社員の退職となつた。

しかし、納入用紙を受け取り、また、私は社会保険の資格がないということで、国民健康保険で令和 4 年の社会保険を遡って支払っている。

差押予告通知書が来たり、差押調書謄本が来たり、A 年金事務所と話し合っても、「払え」の一点張りで、私の税理士は調書を見て、「障害者いじめだ、ひどいことをするな」と言つてゐる。

国民健康保険で自分の保険料を払つてゐるのに、なぜ辞めた社員の社会保険料を払わなければならないのか。払えない状況にあるのは、心中穏やかではなく仕事もできない。殺人を考えているのか。

今後も差押えが続くのであれば、もう生活するお金はない。

法的には、「入社月については社会保険料の徴収が発生しません。」とある。ほとんどの社員は 1 か月満たない勤務だったが、入社した初月から社会保険の手続はしている。労務士からも何の指摘、指導もなかつたので、請求額を見直してほしい。

したがつて、本件処分の取消しを求める。

第 2 諒問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は法人であるため、厚生年金保険法 6 条 1 項 2 号の規定に基づき、厚生年金保険の適用事業所となるから、子ども・子育て支援法 6 9 条 1 項及び 2 項の規定に基づき、拠出金を納付する義務を負う。
- 2 厚生年金保険法 1 9 条 2 項の規定に基づき、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を 1 か月として被保険者期間に算入するため、1 か月に満たない期間で被用者でなくなった者についても、保険料は発生し、子ども・子育て支援法 6 9 条 1 項及び 2 項の規定に基づき、拠出金を納付する必要がある。
- 3 以上のとおり、本件処分は、法令に基づいた適切なものであり、単に処分

の取消しを求める審査請求人の主張には理由がないといえる。

したがって、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件処分は違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求	: 令和6年7月23日（受付日不明）
審理員の指名	: 同年9月6日 (本件審査請求から約1か月半)
弁明書の提出期限	: 同年10月7日
弁明書の提出	: 同年12月16日 (弁明書の提出期限から約2か月)
反論書の受付	: 令和7年1月7日
物件の提出依頼	: 同月31日 (反論書受付から約1か月)
審理員意見書の提出	: 同年2月26日
本件諮問	: 同年11月13日 (審理員意見書の提出から約8か月半、本件審査請求の受付から約1年4か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求から審理員の指名までに約1か月半、②弁明書の提出期限から弁明書の提出まで約2か月、③反論書の受付から物件の提出依頼までに約1か月、④審理員意見書の提出から諮問までに約8か月半を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約1年4か月の期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

また、上記④の手続に約8か月半もの期間を要したのは、審査庁が別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待つこととしていた

ことによるようである（令和7年12月5日付けの審査庁の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）・記1（4）の回答）。しかし、現行の制度においては、本件各負担金等に係る差押処分についての審査請求は、各保険料及びこれらに係る延滞金に係るものについては社会保険審査会に対して行い、本件各拠出金等に係るものについては厚生労働大臣に対して行うこととされている（上記第1の1（1）ウ、（2）ウ及び（3）イ）から、それぞれの審査請求の手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。

審査庁は、本件審査請求において別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待つこととしていた理由について、「健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金については、日本年金機構の各年金事務所において、一個の処分として差押処分等を行っています。健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分は社会保険審査会において不服申し立ての審査が行われるところ、日本年金機構においては、健康保険料及び厚生年金保険料又は子ども・子育て拠出金に係る部分を分割して取り消す事務処理が不可能であるため、社会保険審査会による健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分に対する審査請求の裁決と異なる結論とならないかどうか確認する必要があった」と説明している（本件事務連絡・記1（4）の回答）。これは、本件各負担金等に係る差押処分は、各保険料及びこれらに係る延滞金に係る部分も本件各拠出金等に係る部分も、同じ法条（国税徴収法47条）を根拠とするものであることから、それぞれの部分についての審査請求で異なる結論を出すことができないことを理由とするようである。

そうであれば、同じ処分庁が同じ法条を根拠として1個の処分として行っている本件各負担金等に係る差押処分についての審査請求を、各保険料及びこれらに係る延滞金に係るものと本件各拠出金等に係るものとに分け、それぞれ審査庁を異にする別々の手続によることとしている現行の制度は、合理性に疑問があるといわざるを得ない。制度所管庁においては、上記の審査請求制度について見直しを検討されたい。

（3）上記（2）で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮詢に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

（1）子ども・子育て支援法71条1項は、拠出金の徴収については、厚生年

金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定し（上記第1の1（1）ア（ウ））、厚生年金保険法86条5項は、厚生労働大臣は、納付義務者が同項各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分することができると規定し、同項1号には、「第2項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき」が掲げられている（上記第1の1（2）イ（イ））。

そして、国税徴収法47条1項は、同項各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないと規定し、同項1号には、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」が掲げられている（上記第1の1（4）ア）。

これを本件についてみると、審査請求人は、令和4年3月分から同年5月分まで及び同年7月分の各拠出金及びこれらに係る延滞金（本件各拠出金等）を納付しなかったので、処分庁が滞納月分ごとに期限を指定して督促した上で、審査請求人の財産を差し押されたものである。

審査庁によれば、本件処分に至るまで、処分庁は、審査請求人に対し、本件各拠出金等について、適宜換価の猶予を適用してきたが（上記第1の2（6））、猶予の期間の延長の申請や猶予期間満了後の本件各拠出金等の納付はなく、債務承認書の提出もなかったことから、本件処分に至ったとしている（本事務連絡・記6の回答）。一件記録によれば、処分庁は、審査請求人と本件各拠出金等の納付について交渉を続けたものの、完納の見込みが得られない状況にあったことから、本件処分を行ったものと認められる。

したがって、本件処分に至る一連の手続及び本件処分は、法令の定めに従って行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

（2）審査請求人は、法的には、入社月については社会保険料の徴収が発生しない、ほとんどの社員は1か月満たない勤務だったのに、なぜ辞めた社員の社会保険料を支払わなければいけないのかなどと主張する。

本件各拠出金の納付義務の発生に関する上記の主張は本件審査請求において考慮されるものではないが、この点をひとまずおくと、厚生年金保険法13条1項は、被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日に被保険者の資格を取得すると規定し（上記第1の1（2）ア（ウ））、同法1

4条は、被保険者は、同条各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失すると規定し、同条2号には、その事業所に使用されなくなったときが掲げられている（上記第1の1（2）ア（エ））。

そして、厚生年金保険法19条1項は、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入すると規定し、同条2項は、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1か月として被保険者期間に算入すると規定している（上記第1の1（2）ア（オ））。

これを本件についてみると、審査庁においては、審査請求人は、厚生年金保険法6条1項2号の規定（上記第1の1（2）ア（ア））により、厚生年金保険の適用事業所となり、子ども・子育て支援法69条1項及び2項の規定（上記第1の1（1）ア（ア）及び（イ））により、拠出金の納付義務を負うから、厚生年金保険法19条1項及び2項の規定に基づき、1か月に満たない期間で被用者でなくなった者についても入社月につき厚生年金保険料の徴収は発生する旨判断している（上記第2の1及び2、本事務連絡・記2の回答）。上記（1）のとおり、拠出金の徴収については厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定されているから、一件記録を参照しても、かかる判断につき不合理と認められる事情は見当たらない。

したがって、審査請求人の主張には、法令上の根拠がなく、適法に行われた本件処分に影響を及ぼすものではない。

よって、審査請求人の主張は、採用することができない。

（3）上記（1）及び（2）で検討したところによれば、本件処分は、違法又は不当とは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員	八 木	一 洋
委 員	野 口	貴 公 美
委 員	村 田	珠 美